

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令

(認定の協議の相手方)

第一条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第三項の規定による協議は、同条第一項の認定の申請に係る発電に利用されるバイオマス（法第二条第四項第五号に規定するバイオマスをいう。）が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める大臣にするものとする。

一 農林漁業有機物資源（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第二条第一項に規定する農林漁業有機物資源をいう。以下この号において同じ。） 農林水産大臣（農林漁業有機物資源が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第四号において同じ。）である場合にあっては、農林水産大臣及び環境大臣）

二 食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。） 農林水産大臣及び環境大臣

三 発生汚泥等（下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十一条の二第一項に規定する発生汚泥等をいう。）及び建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百

四号）第二条第二項に規定する建設資材廃棄物をいう。） 国土交通大臣及び環境大臣

四 廃棄物（前三号に掲げるものに該当するものを除く。） 環境大臣

2 前項の規定は、法第六条第七項において準用する同条第三項の規定による協議について準用する。

（賦課金に係る特例）

第二条 法第十七条第一項の政令で定める倍数は、製造業に係る電気の使用に係る原単位（同項に規定する電気の使用に係る原単位をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の平均に八を乗じて得た数を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均で除して得た数を基準として経済産業大臣が定める数とする。

2 法第十七条第一項の政令で定める量は、百万キロワット時とする。

3 法第十七条第三項第二号の政令で定める割合は、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定めるとおりとする。

一 法第十七条第一項の規定による認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けた事業所について、その認定に係る事業が製造業その他の経済産業省令で定める種類の事業（以下この項において「製造業等」という。）であつて、当該事業所において事業者が行っている電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優良なものとして経済産業省令で定める基準（以下この項において「優良基準」という。）に適合する場合 百分の八十

二 認定を受けた事業所について、その認定に係る事業が製造業等であつて、当該事業所において事業者が行っている電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優良基準に適合しない場合 百分の四十

三 認定を受けた事業所について、その認定に係る事業が製造業等以外の事業であつて、当該事業所において事業者が行っている電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優良基準に適合する場合 百分の四十

四 認定を受けた事業所について、その認定に係る事業が製造業等以外の事業であつて、当該事業所において事業者が行っている電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優良基準に適合しない場

合 百分の二十

(費用負担調整機関としての指定を受けることができる法人)

第三条 法第十九条第一項の政令で定める法人は、株式会社とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。

(東日本大震災により被害を受けた電気の使用者に係る賦課金の特例)

2 法附則第九条第一項の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 事務所、住居その他の施設又は設備(以下この項において「事務所等」という。)について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたことにつき当該事務所等の所在地を管轄する市町村長その他相当な機関から証明を受けた者であつて、請求電気事業者(法第十六条第一項の規定により同項に規定する電気の使用者に對し賦課金を支払うべきことを請求することができる電気事業者をいう。第三号において同じ。)に對

し、当該証明に係る事務所等又はこれらに代えて用いられる事務所等において使用する電気につき当該請求電気事業者からその供給を受けている旨を申し出たもの（次号に掲げる者を除く。）

二 警戒区域等（平成二十三年四月二十二日において原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により設定された警戒区域その他これに準ずるものとして経済産業大臣が定める区域又は地点をいう。以下この項において同じ。）又は警戒区域等であった区域若しくは地点に所在する事務所等において使用する電気につきその供給を受ける契約を電気事業者と締結しており、かつ、当該契約に基づき供給される電気を使用する者

三 警戒区域等が設定された日において当該警戒区域等に所在する事務所等において使用する電気につきその供給を受ける契約を電気事業者と締結していた者その他これに準ずる者として経済産業大臣が定める者であつて、請求電気事業者に対し、当該事務所等に代えて用いられる事務所等において使用する電気につき当該請求電気事業者からその供給を受けている旨を申し出たもの（前号に掲げる者を除く。）

附 則（平成二四年六月一三日政令第一六一号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。

(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令の廃止)

2 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令(平成十四年政令第三百五十七号)は、廃止する。

(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令(以下「旧特別措置法施行令」という。)第三条から第五条までの規定は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法施行令第三条中「法第九条第一項の認定(次条の変更の認定を含む。以下同じ。)」とあるのは「次条の変更の認定」と、旧特別措置法施行令第四条中「法第九条第一項」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号。以下「旧特別措置法」という。)第九条第一項」と、旧特別措置法施行令第五条

中「法第九条第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」とする。

附 則（平成二十八年九月二八日政令第三一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（適用）

第二条 この政令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（次条において「新政令」という。）第二条第三項の規定は、平成二十九年度に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。次条第一項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十七条第一項の規定による認定（次条において「新認定」という。）を受けた事業所についての賦課金から適用する。

（賦課金に係る特例に関する経過措置）

第三条 平成二十八年度に係る改正法第一条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電

気の調達に関する特別措置法第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所が、平成二十九年度に係る新認定を受けた場合において、当該事業所が新政令第二条第三項第三号に該当する場合についての同号の規定の適用については、同号中「百分の四十」とあるのは、「百分の八十」とする。

2 前項の規定の適用を受けた事業所が、平成三十年度に係る新認定を受けた場合において、当該事業所が新政令第二条第三項第三号に該当する場合についての同号の規定の適用については、同号中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十」とする。